

鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県女性活躍に取り組む企業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、企業が行う誰もが働きやすい職場環境づくりや女性の就業促進、キャリア形成等の取組を支援することにより、女性が指導的立場で活躍する企業を増やすことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）及び別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第5欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助事業を交付する、一般社団法人鳥取県経営者協会（以下「経営者協会」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業については別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額、間接補助事業については間接補助対象経費に同表第4欄に定める間接補助率を乗じて得た額以下とする。いずれの場合も、仕入控除税額（補助対象経費又は間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除いた額に補助率又は間接補助率を乗じるものとする。

3 補助事業及び間接補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の10日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除額を含む額」という。）と、間接補助対象経費の額に間接補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定

2項後段、第17条、第25条 及び第26条	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の増額を伴う変更及びその他の重要な変更

(2) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、男女協働未来創造本部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度事業から適用する。

（廃止）

- 2 鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金交付要綱（平成27年9月25日伺定め）（以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

- 3 令和2年度までに鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録要綱（平成26年11月5日伺定め）による登録を受け、過去に旧交付要綱別表2-1に定める環境整備支援助成金事業を活用していない企業が、本要綱の別表2-2に定める誰もが働きやすい職場環境整備支援による女性の就業促進を図るための職場環境整備を令和3年度中に行う場合に限り、旧交付要綱別表2-1に規定する補助金上限額を適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年7月3日から施行する。
ただし、第13条の改正については、令和5年6月定例会で可決された鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。